

給与所得者異動届出書の記入例②【退職時一括徴収】

※ 該当者1人につき1枚提出してください。

あつても、必ず残税額をまとめて徴収してください。
退職の日が一月一日以後の方については、本人からの申出がない場合で

市町村民税 給与支払報告 に係る給与所得者異動届出書
道府県民税 特別徴収
森林環境税

整理番号 1

受付印 6

〒 673-8686
明石市中崎1丁目5-1
(株) 甲野商事

課税氏名 乙葉 花子
担当番号 078-912-1111

特別徴収番号 5年度 宛番号
特別徴収番号 6年度 宛番号 0090123456
0001

フリガナ アカシ イチロウ 新 (ア) (イ) (ウ)
氏名 明石 一郎 姓 特別徴収税額 (年税額) 徴収済税額 未徴収税額
生年月日 1 昭和 2.平成 51 年 1 月 2 日 例) 11月10日納期限分の場合→10月分
個人番号 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 0 0 6 月分から 10 月分から 9 月分まで 5 月分まで
住所 1月1日現在 明石市本町5丁目4-3 49,200 16,400 32,800
異動理由 番号を記入 1. 転勤・転籍 2. 退職 3. 死亡 4. 休職 5. 長欠 6. 支払少額 7. 支払不定期 8. その他
番号を記入 ① 特別徴収継続 ② 一括徴収 ③ 普通徴収 (本人が納付)

(明石市提出用)

※ 退職者については、この異動届出書とは別に「翌年の1月31日までに給与支払報告書(個人別明細書)」を提出する必要があります。

① 特別徴収継続の場合 (給与所得者が、新しい勤務先で特別徴収を希望する場合に記入してください。)

新しい勤務先(特別徴収義務者) 特別徴収指定番号 担当氏名 電話番号
月割額 円 を 月分 (翌月10日納期限) から徴収し、納入するよう連絡済み ※新しい勤務先へ月割額をお伝えください。
受給者番号 納入書の要否 番号を記入 ① 必要 ② 不要 (新規の場合のみ記載)

② 一括徴収の場合 (未徴収税額を一括徴収する場合に記入してください。)

徴収予定額 (ウ)と同額を右欄に記入 32,800 円 左記の一括徴収した税額は、 10 月分(翌月10日納期限)で納入します。

退職時に残額を一括で特別徴収する場合は「2.一括徴収」を選択して、一括徴収分を納入する月と納期限を必ず記入してください。

※1月1日から4月30日までの退職の場合は、5月分までの税額を一括徴収してください。また、その他の期間でも、本人が希望すれば一括徴収してください。

異動後の未徴収税額の徴収方法が、一括徴収の場合は、この欄にも記入してください。

【例】未徴収税額を一括徴収して、10月分で納付する場合
(ア) 特別徴収税額 (年税額) 49,200円 (6月から翌年5月分)
(イ) 徴収済額 16,400円 (6月から9月分)
(ウ) 未徴収税額 (一括徴収で納める額) 32,800円 (10月から翌年5月分)
※ (ウ) の未徴収税額を一括徴収して市へ納付します。

※ 異動届出書は、明石市ホームページからダウンロードできます。
※ 異動届出書は異動が生じた月の翌月10日までに提出してください。
※ 1月1日から4月30日までの間の異動により給与の支払がなくなる場合は、一括徴収が義務付けられています。